

平成29年7月31日

お客さまへ

株式会社紀陽銀行

### 「個人番号の利用目的」の変更について

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行では、平成30年1月以降に個人番号等に係る預貯金口座付番が開始されることに伴い、個人情報の保護に関する法律第15条第2項及び第18条第3項を踏まえ、当行の個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を下記のとおり変更（追加）いたしますので、ご連絡申し上げます（変更（追加）点：下線部）。

なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたします。

### 記

#### ○ 個人番号の利用目的

- ・ 金融商品取引に関する法定書類の作成、提出事務のため
- ・ 金融商品取引に関する口座開設の申請、届出事務（少額貯蓄非課税制度、少額投資非課税制度の利用、申請、届出事務）のため
- ・ 金地金等の取引に関する法定書類の作成事務のため
- ・ 教育資金管理契約に関する法定書類の作成事務のため
- ・ 国外送金等取引に関する法定書類の作成、提出事務のため
- ・ 預貯金口座付番に関する事務のため

以上

#### 預貯金口座付番とは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）等が改正され、平成30年1月以降、お客さまの氏名・住所等を含む預貯金に係る情報をお客さまの個人番号及び法人番号によって検索可能な状態で管理することが銀行等に義務付けられました（預貯金口座付番）。これに伴い、銀行等は、口座開設などに際し、お客さまに個人番号等の提供のご協力を依頼することになります。